

総務課長	渉外調整官	係 官
別途決裁済		

事 務 連 絡

平成 24 年 4 月 6 日

名古屋入国管理局総務課長 殿

西日本地区入国者収容所等視察委員会

事務局長 中 村 淳

西日本地区入国者収容所等視察委員会による意見書の送付及び当該意見書に対する措置について

この度、西日本地区入国者収容所等視察委員会から貴局（所）長に対する意見書が提出されましたので、別添のとおり送付します。

貴局（所）におかれましては、入国者収容所等視察委員会運用要領（平成 22 年 6 月 29 日付け法務省管警第 148 号通達添付）第 10 の 1 のとおり対応いただくとともに、同要領第 10 の 2 に従って、5 月 10 日（木）までに措置等報告書を当局長宛てに送付願います（扱い：事務局）。

なお、措置等報告書における措置内容欄の作成に当たっては、措置内容を的確に把握する観点から、下記の点に留意願います。

おって、貴局中部空港支局に対しては、貴職より伝達願います。

記

- 1 検討結果を「措置」としたものについては、「措置済み」、「現在措置中」又は「措置予定」という措置段階が明確に分かるような形で記載すること。
- 2 検討結果を「検討中」としたものについては、当該事項の性格として、「（施設限りで対応できず）本省に伝達済み」又は「（施設限りで対応可能であるが）更に協議・検討が必要」という点を含めて記載すること。

添付物

西日本地区入国者収容所等視察委員会作成の意見書

1 部

平成24年3月30日

## 意見書

名古屋入国管理局長 殿

西日本地区入国者收容所等視察委員会

貴局及び貴局中部空港支局における被收容者の処遇及び施設の運営に係る状況について、貴局から提供された情報、視察並びに書面及び面接に基づく被收容者からの意見聴取の内容等を踏まえて当委員会において協議した結果、貴局における警備処遇の透明性の確保及び運営の改善向上を図ることを目的として、当委員会の意見を次のとおり取りまとめたので、本意見書を貴殿に提出する。

### 1 担当区域内各施設に対する共通意見

- (1) 当委員会からの意見を検討し、措置していただいた事項については対応を感謝する。なお、前回から改善されていない事項については引き続き改善されたい。
- (2) テレビを23時まで視聴することができるよう検討されたい。
- (3) 避難誘導訓練について、言葉に頼らない避難誘導方法を検討するとともに、被收容者を收容する際は自然災害等の突発事故発生時に職員の指示に従うよう周知徹底を図られたい。

### 2 貴局各施設に対する個別意見

#### (1) 名古屋入国管理局

##### ア 処遇に関する事項

- (ア) 土曜日に開放処遇を実施するため、施設点検に係る人員や作業内容を今一度確認し、現実的に実施できる方法を検討されたい。
- (イ) 面会時間・日曜日の電話使用・食事・医療などについて、説明が被收容者に十分伝わっていないことから、説明方法を多様化し、被收容者の理解度を確認するなど一層の充実を要望したい。
- (ウ) 医師と被收容者に信頼関係が構築されていないように見受けられるため、検証の上、改善を求めたい。

(エ) 運動時にサッカーをする被収容者が負傷しないように靴を使用できる方法を検討されたい。

(オ) 被収容者の健康面等を考慮し、被収容者への夕食支給時間を多くの医療施設が採用している18時ころとするよう努められたい。

**イ 施設に関する事項**

(ア) 窓が全て曇りガラスで外が見えない点について、西日本入国管理センターの改善を参考にして検討されたい。

(イ) 電話使用については、居室扉を施錠中であっても被収容者が電話を掛けられるよう大村入国管理センターにならって子機を導入するなどといった方法を検討されたい。

(ウ) 電話料金が高いことから、入札方法を見直すなどといった対策を講じ、改善に努められたい。

(エ) 運動場の地面に人工芝を敷き詰めるなどといった受傷事故防止対策を施されたい。

**(2) 名古屋入国管理局中部空港支局**

**ア 処遇に関する事項**

被収容者の健康面等を考慮し、被収容者への夕食支給時間を多くの医療施設が採用している18時ころとするよう努められたい。

**イ 施設に関する事項**

電話料金が高いことから、入札方法を見直すなどといった対策を講じ、改善に努められたい。